

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、平成4年4月1日にA事業所からB事業所に勤務先が変わり、しばらくしてから社会保険事務所(当時)から文書で同年3月の国民年金加入が必要である旨の連絡があり、A事業所に問い合わせたところ、「事務的な都合で一律に同年3月31日資格喪失の取扱いをしており、妻も含めて国民年金に加入してください。」という回答であった。その後の加入手続や保険料納付については、妻に任せたので、納付時期、納付金額及び納付方法等は分からないが、納付書が送られてきたことを覚えている。申立期間について、妻と同時に国民年金の加入及び納付手続を行ったはずであり、妻の保険料だけ納付済みとなっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の加入手続に至るまでの経緯について、申立人の主張は、具体的であり、申立人が申立期間の直前まで勤務していたA事業所の「当時、非常勤職員については、1年を超える雇用契約はしておらず、一律に年度末喪失として取り扱っていた。」とする回答とも符合している上、未加入者に対する加入勧奨について、C年金事務所は、「当時、申立人に対して勧奨が行われたかどうかについては、関係資料を既に廃棄しているため確認できないが、D市で職権適用を行っていた事業実績が確認できることから、その前段階において電話や文書等で加入勧奨を行っていた可能性は考えられる。」と回答していることから、申立人の主張する社会保険事務所からの加入勧奨が行われたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切替手

続を行い、申立期間に係る申立人の妻の保険料は納付済みとなっていることから、前述の国民年金への加入経緯も考慮すると、申立人の妻は、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を同時に行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年9月及び19年1月を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月から19年8月まで

ねんきん定期便に記載されているA事業所で勤務していた期間のうち、平成18年9月から19年8月までの期間の厚生年金保険料控除額と給与明細書に記載されている同保険料控除額が相違しているため、給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年9月及び19年1月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載された報酬月額及び保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成18年10月から同年12月までの期間及び19年2月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額41万円に基づく同保険料額より高額であ

ることが確認できるものの、当該期間における報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めている上、A事業所から提出された申立人に係る平成18年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書における当該期間の標準報酬月額が、41万円となっていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、18年9月及び19年1月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年9月19日から同年11月18日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A社における資格取得日に係る記録を同年9月19日に、資格喪失日に係る記録を同年11月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月頃から33年1月頃まで

私は、昭和32年3月頃から33年1月頃までの期間、A社及びB社が共同経営していた事業体において、まぐろ漁の船団で運搬船に乗り、水揚げ等の管理を行う業務に従事していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険又は船員保険の記録が無い。

船員手帳により、申立期間のうち、昭和32年9月19日から同年11月18日までの期間については、A社の所有するC丸に乗っていた記録があるので、申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社とB社が共同で行っていた事業体で、まぐろ漁の船団で運搬船に乗り、水揚げの管理等の業務に従事していた。」と主張しているところ、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、申立期間のうち、昭和32年9月19日から同年11月18日までの期間、船舶所有者A社の所有するC丸において、船長として勤務していたことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿において、氏名の確認できる同僚で供述の得られた6人のうち5人は、「同社では、給与及び社会保険関係は適切に行われていた。」旨供述しているところ、このうち、同社における船員保険の被保険者記録が確認できる同僚2人

は、「船員手帳は保管していないが、同社での勤務期間と船員保険の記録は一致している。」と供述している上、同僚の供述から申立人と同様にまぐろ漁に従事していたとみられる同僚1人については、昭和32年3月10日から33年5月9日までの期間、同社における船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において申立人と同様の水揚げの管理等の業務に従事していたとみられる同僚5人は、いずれも同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同社で経理を担当していたとする同僚は、「経験が無ければ運搬船の船長にはなれないので、船長であれば、船員保険を掛けていたと思う。」と供述している。

これらを併せて判断すると、申立人は、船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和32年9月19日から同年11月18日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る船員保険被保険者名簿に記載された同僚のうち、申立人と同じく船長として記録がある同僚の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主及び役員は、死亡又は連絡先不明であることから、申立期間当時の関連資料及び船員保険の取扱いに関する供述を得ることができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年3月頃から同年9月19日までの期間及び同年11月18日から33年1月頃までの期間については、申立人が記憶している申立期間当時の同僚3人は、いずれも死亡又は連絡先不明である上、供述を得られた同僚6人は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、A社は、既に厚生年金保険及び船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及び役員は、死亡又は連絡先不明であり、申立期間当時、社会保険関係事務を担当していたと思われる同僚も既に死亡している上、申立人が同社と共同経営していたと主張するB社は、「申立期間当時のことが分かる人はおらず、申立期間当時のことが分かる資料も無い。」と回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険及び船員保険の取扱いに関する供述を得ることができない。

さらに、船員手帳において、昭和32年3月頃から同年9月19日までの期

間及び同年11月18日から33年1月頃までの期間に船員としての記載は無い上、A社に係る申立期間を含む32年1月1日から33年3月1日までの期間の厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿の健康保険整理番号及び被保険者証記号番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の昭和32年3月頃から同年9月19日までの期間及び同年11月18日から33年1月頃までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者として、昭和32年3月頃から同年9月19日までの期間及び同年11月18日から33年1月頃までの期間に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（2万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に入社して以来、給与額は下がったことがないのに、年金記録では昭和39年6月から同年9月までの4か月間、標準報酬月額が従前の2万4,000円から1万6,000円に下がっている。

しかし、この間の給料支払調書から、従前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、標準報酬月額を2万4,000円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立期間の給料支払調書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（2万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、適正な事務処理及び届出を行っていた旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和38年11月1日から同年12月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年11月の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和38年12月1日から39年7月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、2万2,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

申立期間当時、社会保険事務所から従業員が5人以上働いている事業所は、厚生年金保険に加入するように言われ、私が勤務していたA社も昭和38年11月1日付けで厚生年金保険に加入した。

A社が保管している申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書では、私の被保険者資格取得日は、昭和38年11月1日であり、標準報酬月額については、同月額の改定に係る届出を行った39年7月1日までの期間は、2万2,000円であるにもかかわらず、年金事務所の記録では、被保険者資格取得日は38年12月1日、標準報酬月額は1万6,000円となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の主張するA社が厚生年金保険に加入した経緯は、同社と同一の組合に加入する事業所が回答している同保険に加入した経緯と一致していることから、申立人は、申立期間以前から同社に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録を見ると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和38年12月1日であり、標準報酬月額については、1万6,000円となっている。

これに対し、申立人は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和38年11月1日に資格取得届を提出しており、39年7月1日に随時改定に係る届出を行うまでの期間の標準報酬月額は2万2,000円である。」と主張しているところ、同社から提出された38年11月14日付けの社会保険事務所の確認印のある健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人の被保険者資格取得日は同年11月1日、標準報酬月額は2万2,000円と決定されていることが確認できる。

また、前述のA社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の健康保険整理番号は\*番であることが確認できるが、当該番号に係る被保険者原票は見当たらない。

さらに、A社から提出された昭和39年8月3日付けの社会保険事務所の確認印のある健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（健康保険整理番号は\*番）を見ると、申立人に係る被保険者資格取得届が同年7月1日付けで再度提出されていることが確認できるものの、同社は、「申立期間当時、厚生年金保険の手續に不慣れであったことから、随時改定に係る届出を行うつもりが、誤って当該取得届を提出した。」と供述しているところ、40年6月頃の社会保険事務所の調査により、申立人の資格取得日が39年7月1日から38年12月1日に訂正されているが、当該訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨及び申立人が主張する標準報酬月額（2万2,000円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和38年11月14日の社会保険事務所の確認印のある健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載された、申立人の標準報酬月額から2万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年9月及び13年9月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月から13年9月まで  
② 平成16年9月から17年6月まで

ねんきん定期便を見ると、私が勤務していたA社に係る標準報酬月額の記録は、実際に受け取っていた給与額よりも低い記録となっている上、給与は一度上がったら下がることは無かったにもかかわらず、平成16年9月にそれまでの標準報酬月額から下がっていることが納得できない。

平成8年から16年までの源泉徴収票があるので、報酬額と標準報酬月額を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年9月及び13年9月の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳に記載された報酬額及び保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成8年9月及び13年9月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成8年7月、同年8月、同年10月から13年8月までの期間及び16年9月から17年6月までの期間については、A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料と一致していることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る賃金台帳に記載された内容は、申立人から提出された平成8年分から16年分までの期間の給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料等の金額、並びに、9年度から16年度までの期間の町民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）に記載された給与収入及び社会保険料の金額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、「A社においては、給与は一度上がったら下がることは無かったにもかかわらず、標準報酬月額が下がっている期間がある。」と主張しているが、同社から提出された平成8年から16年までの期間の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を見ると、当該期間全てについて、各年の算定基礎月となる3か月間の報酬額の平均に基づき、適切に定時決定されていることが確認できる。

このほか、申立人の平成8年7月、同年8月、同年10月から13年8月までの期間及び16年9月から17年6月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成8年7月、同年8月、同年10月から13年8月までの期間及び16年9月から17年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和22年7月5日にA社に入社し、59年3月31日に定年退職するまで同社で継続して勤務していた。

申立期間は、A社C支店から同社B支店に転勤になった時期であるが、厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された申立人に係る「履歴簿」から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和33年7月21日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和33年8月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和27年11月1日から28年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を27年11月1日に、資格喪失日に係る記録を28年12月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和27年11月から28年11月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月から28年12月まで

私は、A社に昭和27年11月から28年12月まで勤務し、機械操作やキャラクターの包装をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与から社会保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を有する同僚の供述から、申立人は、同社において勤務していたことが認められるところ、同社への入社時期については、同社は昭和26年頃から事業を行っていたとする申立期間当時の役員の供述があること、及び申立人の「体調を崩して前職を辞め、しばらくしてから同社に入社した。」とする主張は、申立人の前職に係るオンライン記録と照らし合わせて見ても、その経緯と共に不自然さはいかたがえなないことから、申立人は、少なくとも同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した27年11月1日時点においては同社に勤務していたものと認められる。また、退職時期については、申立人は、「同時期に入社した小学校及び中学校の同級生であった同僚と同時期に辞めた。」と主張しているところ、当該同僚も、「詳しい月日までは分からないが、同じ頃に辞めたと思う。」と供述しており、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において

28年12月30日と記録されていることから、申立人も同時期である、同年12月29日まで勤務していたと判断することが妥当である。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚の供述から、申立人と同じ業務に従事していたとみられる同僚10人全員が被保険者となっていることが確認できる上、申立人及び同僚から供述のあった申立期間当時の同社における従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数もおおむね一致している。

これらを併せて判断すると、申立人は、昭和27年11月1日から28年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和27年11月から28年11月までの期間に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名の確認できる同僚のうち、申立人と同年代で、かつ、申立人と同じ業務を行っていたとみられる女性同僚の標準報酬月額の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和30年1月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除に関する供述や関連資料を得ることができないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る27年11月から28年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から59年6月まで

国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

昭和49年1月に結婚し、同年7月にA町へ転居した。その年の秋頃、実父の勧めもあり、同町役場で国民年金の加入手続をした。保険料については、毎月納付することもあったし、半年分ほどまとめて納付することもあったと思うが、納付場所は、同町役場出納室であった。申立期間の保険料額は、4,000円か5,000円くらいから8,000円くらいだったように思うが、毎年100円から500円程度上がったように記憶しており、申立期間後も61年3月まで全ての期間の保険料を納付している。

年金手帳については、A町で加入手続をしたときに受け取ったオレンジ色のものを数年前まで持っていたが、社会保険事務所（当時）で、新しい番号で管理するから処分するよう言われ処分した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月に転居し、同年秋頃に国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているところ、同年7月から51年12月までの国民年金受付処理簿を調査した結果、申立人が当該期間中に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者制度が開始された61年4月以降に払い出されているのみで、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人は任意加入対象者であったことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険

料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の保険料納付に関する記憶も曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 6 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る保険料納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

昭和 47 年 3 月に県外の専門学校を卒業後、同年 4 月に実家のある A 町（現在は、B 市）へ帰り、すぐに同町役場で国民年金の加入手続をし、保険料を口座振替で納付した。

国側の記録では、申立期間直後の昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの保険料を 51 年 7 月にまとめて納付したとのことだが、口座振替以外の方法では保険料を納付していない。また、被保険者資格取得日は、48 年 4 月 1 日となっているが、前述のとおり 47 年 3 月に専門学校を卒業後、同年 4 月に加入手続をしたので、資格取得日は、同年 4 月 1 日のはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によると、昭和 51 年 4 月頃に夫婦連番で払い出されており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和 47 年 4 月から口座振替で国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 町における国民年金保険料の口座振替開始時期は確認できないものの、当時の同町職員は、「同年 4 月から町民税について口座振替制度が始まったが、当初、国民年金保険料は含まれておらず、当該制度の運用が落ち着いてから、国民年金保険料についても口座振替の対象としたように記憶している。」としており、同年 4 月から口座振替での保険料納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する領収書により、申立期間直後の昭和 49 年 7 月か

ら 51 年 3 月までの保険料を同年 7 月 12 日に過年度納付したことが確認でき、当該過年度納付の時点までは、申立期間及び過年度納付直後の 51 年 3 月までの保険料を納付していなかったものと考えられるほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 7 月 1 日までの期間、A社において 13 万円から 14 万円くらいの給与の支給を受けていたにもかかわらず、オンライン記録上の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書等は所持していないものの、昭和 48 年 10 月から 49 年 6 月までの期間の給与額は、13 万円から 14 万円程度であったと記憶しており、申立期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となることは無いとして申し立てている。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書により、申立人の標準報酬月額については、昭和 48 年 7 月 1 日の随時改定により 12 万 6,000 円、同年 10 月 1 日の定時決定により 11 万 8,000 円、49 年 7 月 1 日の随時改定により 15 万円として届出されており、オンライン記録のとおりであることが確認できる。また、保険料控除について、同社は、「資料が無いため不明である。」旨回答しており、申立人に係る保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A社から提出された昭和 48 年 1 月から同年 6 月までの期間の給与明細書及び前述の同年 7 月 1 日の随時改定時の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更確認通知書により、当該随時改定は、同年 4 月から同 6 月までの期間の報酬額に基づき適切に届出されていることが確認できる。

加えて、A社から提出された昭和 48 年の「厚生年金保険料納付明細書」に

において、申立人の欄に記載された金額は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 30 日まで  
私は、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 30 日までの期間、A社において、3万円以上の給与の支給を受けていたにもかかわらず、オンライン記録上の標準報酬月額が2万8,000円になっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 10 月から 41 年 6 月までの期間の給与額は3万円以上であったと記憶しており、申立期間の標準報酬月額が2万8,000円となることは無いとして申し立てている。

しかし、A社は、昭和 51 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間に係る申立人の給与額や厚生年金保険料の控除額に関する供述及び資料を得ることができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、同僚のうち二人は、それぞれ昭和 37 年 10 月及び 39 年 10 月の定時決定時に標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間当時の厚生年金保険制度における標準報酬月額の定時決定は、毎年5月から7月までの3か月間に支給された給与の平均額を標準報酬月額

等級区分に当てはめて標準報酬月額を決定することとなるところ、仮に、当該期間の報酬額の平均額が少なければ、10月の定時決定において、それまでの標準報酬月額が減額されることとなる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月1日から平成10年6月23日まで

私は、昭和55年6月1日、A社で正社員として採用され、採用時の給与の支給額は月10万円であった。その後、毎年昇給があり、60年頃から平成10年6月までの間、給与の支給額は月25万円であった。

しかしながら、年金記録を確認したところ、実際の給与支給額よりもオンライン記録上の標準報酬月額が明らかに低額であることが分かった。給与明細書は処分してしまったが、実際に支給されていた給与はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことは間違いないので、詳しい調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で実際に支給されていた給与はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であった。」と主張しているところ、同社の元事業主は、「従業員の標準報酬月額の届出については、経理担当者の指導の下、事業をやり繰りしていく過程において、実際の給与支給額より低い報酬額に基づき届け出た。」と供述している上、申立期間当時、同社で勤務していた複数の同僚は、「実際の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額より高額であった。」旨供述していることから、申立人についても、申立期間当時、実際の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことが推認できる。

一方、標準報酬月額の記録の訂正に当たっては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内で、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することにより、記録の訂正及び保険給付が行われるところ、前述の元事業主は、「従業員

の給与から控除していた厚生年金保険料の取扱いについては経理担当者に全て任せていたため、実際の控除方法については不明である。申立期間に係る給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は会社を閉鎖した際、全て処分した。また、当時の経理担当者が亡くなっていることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、給与明細書等の資料を保管している同僚は見当たらず、給与から控除されていた厚生年金保険料について具体的な供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人のオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 22 日まで  
年金の受給手続に行ったとき、A社で勤務した昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 22 日までの期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを初めて知ったが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無く、将来、申立期間について年金を受給できるものと思っていたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に記載されている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 6 月 22 日の前後 2 年以内に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した 9 人のうち、申立人を含む 5 人がオンライン記録において脱退手当金を支給決定されたことが確認でき、全員が資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されている上、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「脱退手当金の請求手続は、会社がしてくれたと思う。」と供述していることから、事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 11 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで  
年金事務所で、申立期間について年金記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、A事業所を退職した際に、同手当金を請求した覚えはないので、年金記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年10月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は昭和45年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、61年4月1日に国民年金に加入するまで厚生年金保険及び国民年金への加入履歴が無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 26 日から 49 年 10 月 21 日まで  
② 昭和 54 年 12 月 29 日から 55 年 6 月 2 日まで

私は、申立期間①については、A社において、また、申立期間②については、B社において、それぞれ正社員として勤務していたにもかかわらず、双方とも、年金記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「詳しい勤務期間は分からないが、申立人が勤務していたことがある。」と回答しており、また、申立期間中に同社において厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚も、「在職期間は分からないが、申立人の名前に記憶がある。」旨供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有する同僚7人のうち3人は、「3か月程度の試用期間があった。」旨供述しており、当該3人の同社における被保険者資格取得日は、実際に入社したとする時期の3か月から6か月後となっている。

また、A社は、「申立期間①当時は、3か月の試用期間経過後に社会保険に加入させる取扱いをしていた。社会保険に加入した者の氏名、資格取得日及び年金手帳記号番号等を記載した雇入名簿が残っているが、申立期間及びその前後の期間の資格取得者の中に申立人の氏名は記載されていないことからすると、申立人は、短期雇用者であったため、厚生年金保険料は控除していないものと考えられる。」と回答しており、同社から提出のあった当該名簿を見ると、当該期間における同名簿の記載内容は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の

記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②について、B社の事業主は、「申立人は、昭和54年5月21日に試採用にて入社し、同年6月6日に自己都合により退社したことが当時の関係書類から確認できるが、申立期間における勤務実態は確認できない。」と回答しており、同社から提出された当該関係書類である採用及び退職に係る社内文書の写しから、その旨が確認できる。

また、申立期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者資格を有する同僚の供述からは、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人のB社における申立期間②当時の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 5 日から 35 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間中、A市B町にあった、C社（現在は、D社）で勤務しており、運転手業務や雑用を行っていた。その間、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のうち一人は、「私より後から入社した申立人が、私の所に挨拶に来た記憶はあるが、それ以外に申立人に関する特別な記憶は無く、申立人が同社で勤務していた期間は分からない。」と供述しており、ほかに申立人が同社で勤務していたことを記憶している者はいないことから、申立人が同社で勤務していたことはうかがえるものの、勤務期間を特定することができない。

また、C社における申立期間当時の経理事務担当者は、「同社の従業員には、社会保険に加入させていない者も多かった。」旨供述しており、申立期間当時、同社においては、従業員の一部を社会保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、D社は、「申立期間当時の人事記録や社会保険関係の資料が保存されていないため、申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除についての取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和 25 年 12 月 1 日から 36 年 10 月 1 日までの期間に、健

康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年10月1日まで

私は、申立期間前後を通して、A社B出張所で施行管理担当の正社員として勤務していたが、申立期間の前後の期間の標準報酬月額が28万円であるのに、申立期間の標準報酬月額が26万円とされている。申立期間当時の給与明細書を見ても給与が引き下げられたことも無く、標準報酬月額が下がる理由は無いと思われるので、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A社に係る申立人の標準報酬月額は、昭和61年10月の定時決定により28万円から26万円に減額され、翌62年9月までの期間、同額であることが確認できるところ、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書により、申立期間における報酬月額に基づく標準報酬月額は、昭和61年10月は26万円、同年11月から62年4月までの期間は28万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月から同年9月までの期間は28万円となり、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る期間が多いが、同給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく申立期間の標準報酬月額は、全期間26万円であり、オンライン記録上の標準報酬月額と

一致していることが確認できる。

したがって、申立期間について、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人から提出された給与明細書を見ると、申立期間の標準報酬月額に係る定時決定の基礎となる昭和 61 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間の総支給額から算出される同年 10 月から 62 年 9 月までの標準報酬月額は、オンライン記録のとおりの 26 万円になるものと考えられる。